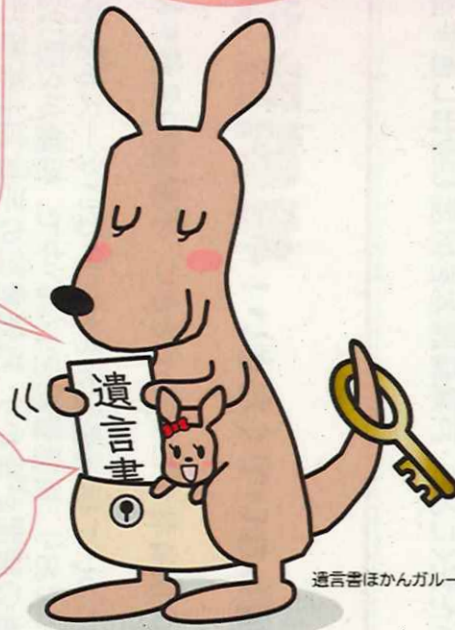


# 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

ご自身で書いた遺言書の保管場所に不安はありませんか？  
遺言書を法務局に保管すると…

- ✓ 相続人に発見されない心配がありません。
- ✓ 利害関係者による、破棄・隠匿・改ざん等を防げます。
- ✓ 死亡時に、相続人等に遺言書が保管されている「通知」をすることができます。
- ✓ 相続開始後、家庭裁判所の「検認」は不要です。

あなたの大切な遺言書を法務局が守ります  
手続には**予約**が必要です！



遺言書ほかんガルー

遺言書保管の申請手数料は、  
遺言書 1通につき  
**3,900円**です。

## 保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書
- 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料(収入印紙)

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は法務省HPへ！

法務省HP [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

遺言書保管

検索



## 宇都宮地方法務局

本局供託課 028-623-0923 日光支局 0288-21-0309  
真岡支局 0285-82-2279 大田原支局 0287-23-1155  
栃木支局 0282-22-1068 足利支局 0284-42-8101

# 未来につなぐ相続登記

## 法定相続情報証明制度

おすすめ

法定相続情報証明制度とは？

相続人が必要な書類を提出し、法定相続人がだれであるかを証明する制度です。  
各種相続手続で戸籍謄抄本の束の代わりに利用することができます。

### 制度を利用するメリット!!

- 1 複数の相続手続を同時に進められるので、時間の短縮になります。  
※手続に必要な枚数を交付します。
- 2 預貯金相続、相続税の申告、相続登記の申請等の相続手続にご利用できます。
- 3 証明書の交付手数料は**無料**です!!  
(※) 戸籍謄抄本以外で相続手続に必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

## 相続登記 忘れずに!

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、宇都宮地方法務局  検索 をご覧ください。



宇都宮地方法務局  
028-623-0916